

宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な指定居宅介護、基準該当居宅介護及び移動介護等（以下「指定居宅介護等」という。）サービスを提供するため、指定居宅介護等のサービス提供に当たり必要な知識及び技能を有する者の養成を図ることを目的として、宮城県居宅介護従業者養成研修（以下「研修」という。）を実施することに関し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）及び居宅介護職員初任者研修等について（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2 この事業の実施主体は、知事又は知事の指定を受けた宮城県居宅介護従業者養成研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

2 指定研修事業者が実施する研修は、受講生の保護のためやむを得ない場合を除き、研修の一部又は全部を委託してはならないものとする。

(受講対象者)

第3 この事業の対象者は、指定居宅介護事業者及び基準該当居宅介護事業者等に従業することを希望する者、従業することが確定している者又は既に従業している者とする。

(研修課程)

第4 研修課程は、次の12課程とする。

- (1) 居宅介護職員初任者研修課程（以下「初任者課程」という。）
- (2) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程（以下「居宅介護基礎課程」という。）
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下「基礎課程」という。）
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下「追加課程」という。）
- (5) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下「統合課程」という。）
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（以下「行動障害支援課程」という。）
- (7) 同行援護従業者養成研修一般課程（以下「一般課程」という。）
- (8) 同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）
- (9) 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程（以下「全身性移動介護課程」という。）
- (10) 行動援護従業者養成研修課程（以下「行動援護課程」という。）
- (11) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程（以下「強度行動障害基礎課程」という。）
- (12) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程（以下「強度行動障害実践課程」という。）

(研修の内容)

第5 各研修課程の趣旨、期間及びカリキュラムは、別紙1のとおりとする。ただし、知事は、必要と認めるときは、カリキュラムに講義項目を追加して実施することができる。

(研修科目の免除等)

第6 研修機関は、次に掲げるとおり研修科目及び研修時間の一部を免除することができるものとする。

- (1) 障害者支援施設等の生活支援員としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合には、研修課程の一部を免除することができるものとし、その具体的免除科目については、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して実施主体の長が決定するものとする。
- (2) 看護師等の資格を有する者については、初任者課程の要件を満たしているものとして業務に従事することができる。

ただし、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましいこと。

なお、看護師等の資格を有する者を居宅介護従業者等として雇用する場合は、居宅介護従業者等として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定される診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではないこと。

- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができるとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了している者については、当該研修における履修科目が、初任者課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、初任者研修の全科目を免除することができるものとする。
- (4) (1) から (3) のほか、他の都道府県、市町村等の実施する在宅介護サービスに係る研修事業を受講した者が研修等を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が研修等の各課程において履修すべき科目と重複すると認められるものについては、研修課程の一部を免除することができるものとする。
- (5) その他、研修科目の免除の取扱いについては、別紙2のとおりとする。

(修了証書の交付)

第7 知事又は指定研修事業者は、研修修了者に対し、別記様式第1号による修了証明書及び別記様式第2号による修了証明書(携帯用)(以下「修了証書等」という。)を交付するものとする。

なお、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者に対しては別記様式第3号による修了証書を交付するものとする。

(居宅介護従業者養成研修事業者としての指定)

第8 知事は、宮城県内において、研修事業を行う事業者を指定研修事業者として、指定するものとする。

2 指定研修事業者の指定に関する手続等については、別に定める。

(事業実施上の留意事項)

第9 知事は、居宅介護従業者の人材の確保に資するため、第8に定める指定を積極的に行うものとする。

2 研修の実施に当たっては、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。

(その他)

第10 以下の者は、本要綱に定める各課程を修了したものとみなす。

(1) 平成25年4月1日において、改正前の本要綱に規定する居宅介護従業者養成研修の1級課程及び2級課程(以下「1, 2級課程」という。)を既に修了している者については、全て初任者課程の修了の要件を満たしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、1, 2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、全て初任者課程の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

(2) 平成25年4月1日において、改正前の本要綱に規定する居宅介護従業者養成研修の3級課程を既に修了している者については、全て基礎研修の修了の要件を満たしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、全て基礎研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

(3) この要綱の施行の際、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして、知事が認める研修の課程を修了した者であって、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修課程の相当の課程を修了した者とみなす。

(4) この要綱の施行の際、現に廃止前の宮城県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事

業実施要綱又は宮城県ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により知事が認める研修の各課程を修了したものであって、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、この要綱に規定する各課程の研修を修了したものとみなす。

- (5) この要綱の施行の際、現に改正前の本要綱の規定により指定された研修事業については、この要綱の規定により指定された研修事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

宮城県居宅介護従業者養成研修事業カリキュラム等一覧

1 居宅介護職員初任者研修課程

(1) 研修の趣旨

居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として8月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

- ① 下記カリキュラムの時間数とは別に、筆記試験による修了評価を行うこと。その際、おおむね7割以上の理解度を目安に修了の認定を行うものとし、当該基準に達しない受講生に対しては、必要に応じて補講等の措置を講じること。
- ② 初任者課程の各科目の内容、修了の評価及び担当する講師の資格要件は、宮城県介護職員初任者研修実施要綱（平成24年12月20日付け長政号外長寿社会政策課長通知。）の例によるものとする。
- ③ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の規定に基づく介護職員初任者研修と一体的に研修を実施する場合であって、当該研修と同一科目がある場合は、その科目の履修をもって居宅介護職員初任者研修の同科目を履修したものとして差し支えない。
- ④ ③による場合であっても、「障害の理解」については、6時間の履修が必要となっていることに留意すること。また、「行動障害の理解」については、※に記載する内容を盛り込むこと。

講義及び演習	計130時間	
1 職務の理解		6時間
(1) 多様なサービスの理解		
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2 介護における尊厳の保持・自立支援		9時間
(1) 人権と尊厳を支える介護		
(2) 自立に向けた介護		
3 介護の基本		6時間
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携		
(2) 介護職の職業倫理		
(3) 介護職における安全の確保とリスクマネジメント		
(4) 介護職の安全		

4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
(1) 障害者福祉制度	
(2) 医療との連携とリハビリテーション	
(3) 介護保険制度及びその他の制度	
5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
(1) 介護におけるコミュニケーション	
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	
6 障害の理解	6 時間
(1) 障害の基礎的理解	
(2) 障害の医学的側面, 生活障害, 心理・行動の特徴, かかわり支援等の基礎的知識	
(3) 家族の心理, かかわり支援の理解	
7 認知症・行動障害の理解	6 時間
(1) 認知症の理解	(3 時間)
イ 認知症を取り巻く環境	
ロ 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
ハ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	
ニ 家族への支援	
(2) 行動障害の理解	(3 時間)
イ 行動障害とは	
※行動障害とはどのような状態をいうか	
ロ 自閉症の理解・自閉症の障害特性	
※行動障害を起こしやすい自閉症とはどのような障害か	
※コミュニケーションや感性の特性, 転動性, 時間・空間の整理統合, 変更への対応や記憶の維持の困難さ	
ハ 行動障害が起きる背景の理解	
※支援者の不適切な対応が行動障害を誘発していることを知る	
ニ 行動障害を起こさないようにするための支援	
※行動障害を誘発せず, 本人が安心して自信を持って生活できるための支援	
8 老化の理解	3 時間
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	
(2) 高齢者と健康	
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
(1) 基礎知識の学習	
(2) 生活支援技術の講義・演習	
(3) 生活支援技術演習	
10 振り返り	4 時間

(1) 振り返り	
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	

2 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

(1) 研修の趣旨

居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として4月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計50時間	25時間
1 社会福祉に関する知識		7時間
(1) サービス提供の基本視点		(3時間)
(2) 障害者(児)福祉の制度とサービス		(2時間)
(3) 老人福祉の制度とサービス		(2時間)
2 ホームヘルプサービスに関する知識と方法		13時間
(1) ホームヘルプサービス概論		(3時間)
(2) サービス利用者の理解		(3時間)
(3) 介護概論		(3時間)
(4) 家事援助の方法		(4時間)
3 関連領域の基礎知識		5時間
(1) 医学の基礎知識		(3時間)
(2) 心理面への援助方法		(2時間)
II 演習 (ロールプレイ等については、見学のみで修了することがないこと。)		17時間
1 共感的理解と基本的態度の形成		4時間
2 介護技術入門		10時間
3 ホームヘルプサービスの共通理解		3時間
III 実習 (実習に先立ち、オリエンテーションを実施のこと。)		8時間
1 在宅サービス提供現場見学(1日)		8時間

3 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

(1) 研修の趣旨

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし，地域の実情等により，やむを得ない場合については，2月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計10時間	3時間
1 重度の肢体不自由者の地域生活等及び従業者の職業倫理に関する講義		2時間
2 基礎的な介護技術に関する講義		1時間
II 実習		7時間
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習		5時間
2 外出時の介護技術に関する実習		2時間

4 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

(1) 研修の趣旨

基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに，特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として，基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする（ただし，基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）。

(2) 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし，地域の実情等により，やむを得ない場合については，2月の範囲内で修了することとする。

また，基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあつては，原則として2月以内であること。ただし，地域の実情等により，やむを得ない場合については，4月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計10時間	7時間
1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義		4時間
2 コミュニケーションの技術に関する講義		2時間
3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義		1時間
II 実習		3時間
1 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習		3時間

5 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

(1) 研修の趣旨

基礎課程，追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下，「基本研修」という。）を統合したものとして行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として2月以内に修了することとする。ただし，地域の実情等により，やむを得ない場合については，4月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計11時間	備考
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2時間	基本研修
2 基礎的な介護技術に関する講義	1時間	
3 コミュニケーションの技術に関する講義	2時間	
4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3時間	基本研修
5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3時間	基本研修
II 演習	1時間	
喀痰吸引等に関する演習	1時間	基本研修
III 実習	8.5時間	
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3時間	
2 外出時の介護技術に関する実習	2時間	
3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5時間	

6 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

(1) 研修の趣旨

重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって，常時介護を要するものにつき，当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし，地域の実情等により，やむを得ない場合については，2月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム（強度行動障害基礎課程と共通の内容とする）

I 講義	計 12 時間	6 時間
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義		2. 5 時間
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義		3. 5 時間
II 演習 （ロールプレイ等については、見学のみで修了することがないこと。）		6 時間
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習		1 時間
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習		2. 5 時間
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習		2. 5 時間

(4) 開催方法

本研修課程については、強度行動障害基礎課程と同内容であることから、強度行動障害基礎課程と合同で開催できるものとする。

7 同行援護従業者養成研修一般課程

(1) 研修の趣旨

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計 20 時間	12 時間
1 視覚障害者（児）福祉サービス		1 時間
2 同行援護の制度と従業者の業務		2 時間
3 障害・疾病の理解①		2 時間
4 障害者（児）の心理①		1 時間
5 情報支援と情報提供		2 時間
6 代筆・代読の基礎知識		2 時間
7 同行援護の基礎知識		2 時間
II 演習 （ロールプレイ等については、見学のみで修了することがないこと。）		8 時間
1 基本技能		4 時間
2 応用技能		4 時間

8 同行援護従業者養成研修応用課程

(1) 研修の趣旨

一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）。

(2) 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとする。

また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3月以内であること。

(3) カリキュラム

I 講義	計 1 2 時間	2 時間
1 障害・疾病の理解②		1 時間
2 障害者（児）の心理②		1 時間
II 演習（ロールプレイ等については、見学のみで修了することがないこと。）		1 0 時間
1 場面別基本技能		3 時間
2 場面別応用技能		3 時間
3 交通機関の利用		4 時間

9 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

(1) 研修の趣旨

全身性の障害を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計 1 6 時間	1 2 時間
1 障害者福祉に係る制度及びサービス		3 時間
(1) 移動介護従業者の制度と業務		(1 時間)
(2) 障害者（児）福祉の制度とサービス		(2 時間)
2 身体障害者居宅介護等		3 時間
(1) 居宅介護サービス概論		(2 時間)
(2) 居宅介護従業者の職業倫理		(1 時間)

3 全身性障害者の疾病，障害等に関する理解	2時間
(1) 重度肢体不自由者における障害の理解	(1時間)
(2) 介助に係わる車いす及び補装具等の理解	(1時間)
4 基本的な移動介護に係る技術	3時間
(1) 移動介護時における姿勢保持	(1時間)
(2) 移動介護時におけるコミュニケーション	(1時間)
(3) 事故防止に関する心がけと対策	(1時間)
5 障害者の心理	1時間
(1) 障害者（児）の心理	(1時間)
II 演習（ロールプレイ等については，見学のみで修了することがないこと。）	4時間
1 車いすでの移動介護に係る技術	4時間
(1) 移動介助の方法	(3時間)
イ 抱きかかえ方及び移乗の方法	
ロ 車いすの移動介助	
(2) 生活行為の介助	(1時間)

10 行動援護従業者養成研修課程

(1) 研修の趣旨

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき，当該障害者等の特性の理解や評価，支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として2月以内に修了することとする。ただし，地域の実情等により，やむを得ない場合については，4月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計24時間	10時間
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義		2.5時間
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義		3.5時間
3 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義		2時間
4 強度行動障害と生活の組み立てに関する講義		2時間
II 演習（ロールプレイ等については，見学のみで修了することがないこと。）		14時間
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する実習		1時間
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する実習		2.5時間
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する実習		2.5時間

4 障害特性の理解とアセスメントに関する実習	2.5時間
5 環境調整による強度行動障害の支援に関する実習	3.5時間
6 記録に基づく支援の評価に関する実習	1時間
7 危機対応と虐待防止に関する実習	1時間

(4) 開催方法

本研修課程については、強度行動障害基礎課程及び実践課程と同内容であることから、強度行動障害基礎課程及び実践課程と合同で開催できるものとする。

1.1 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程

(1) 研修の趣旨

自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じている強度行動障害を有する者につき、障害特性の理解に基づく適切な支援を行う職員の人材育成を目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計12時間	6時間
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義		2.5時間
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義		3.5時間
II 演習（ロールプレイ等については、見学のみで修了することがないこと。）		6時間
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する実習		1時間
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する実習		2.5時間
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する実習		2.5時間

1.2 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程

(1) 研修の趣旨

自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じている強度行動障害を有する者につき、障害特性の理解に基づく適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として行われるものとする。

(2) 研修期間

原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとする。

(3) カリキュラム

I 講義	計 12 時間	4 時間
1 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義		2 時間
2 強度行動障害と生活の組み立てに関する講義		2 時間
II 演習 （ロールプレイ等については、見学のみで修了することがないこと。）		8 時間
1 障害特性の理解とアセスメントに関する実習		2.5 時間
2 環境調整による強度行動障害の支援に関する実習		3.5 時間
3 記録に基づく支援の評価に関する実習		1 時間
4 危機対応と虐待防止に関する実習		1 時間

宮城県居宅介護従業者養成研修科目免除一覧

1 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

対象者	免除できる科目及び時間
1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
2 重度訪問介護従業者追加課程修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
4 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者（強度行動障害基礎課程修了者含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの
5 同行援護従業者養成研修一般課程修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障害に関するもの ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障害に関するもの

<p>6 行動援護従業者養成研修課程修了者（強度行動障害基礎課程及び実践課程修了者含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
<p>7 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者（旧要綱）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ・居宅介護に関する講義（３時間） ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
<p>8 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ・居宅介護に関する講義（３時間） ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
<p>9 知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者（旧要綱）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの ・居宅介護に関する講義（３時間） ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義
<p>10 日常生活支援従業者養成研修課程修了者（旧要綱）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護に関する講義（３時間） ・障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義

※旧要綱とあるのは、改正前の本要綱による研修修了者をいう。

2 同行援護従業者養成研修一般課程

対象者	免除できる科目及び時間
1 介護福祉士，居宅介護職員初任者等研修修了者又は修了予定者若しくは旧要綱に基づく研修修了者又は修了予定者，介護保険法上の介護職員初任者研修修了者又は修了予定者	<ul style="list-style-type: none">・障害・疾病の理解（2時間）・障害者(児)の心理に関する講義（1時間）
2 視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者（旧要綱）	<ul style="list-style-type: none">・視覚障害者（児）福祉サービス（1時間）・障害・疾病の理解（2時間）・障害者(児)の心理に関する講義（1時間）

3 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

対象者	免除できる科目及び時間
介護福祉士，居宅介護職員初任者等研修修了者又は修了予定者若しくは旧各要綱に基づく研修修了者又は修了予定者，介護保険法上の介護職員初任者研修修了者又は修了予定者	<ul style="list-style-type: none">・障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）のうち，移動の介護に係る制度及びサービスに関するものを除いたもの・身体障害者居宅介護等に関する講義（3時間）・障害者の心理に関する講義（1時間）

修了証明書

氏名

生年月日 年 月 日生

指定居宅介護等のサービス提供に当たる者として宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱（令和元年7月1日施行）に基づく研修の〇〇を修了したことを証明する

年 月 日

宮城県知事

（指定研修事業者名）

※〇〇には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。

修了証明書（携帯用）

氏名

生年月日 年 月 日生

指定居宅介護等のサービス提供に当たる者として宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱（令和元年7月1日施行）に基づく研修の〇〇を修了したことを証明する

年 月 日

宮城県知事

（指定研修事業者名）

※〇〇には、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。

※縦9.1cm×横5.5cmとする。

修了証書

氏名

生年月日 年 月 日生

あなたは、厚生労働大臣の定めるところにより当該研修事業所が
宮城県知事の指定を受けて行う〇〇を修了したことを証します

年 月 日

（指定研修事業者名）

代表 〇〇 〇〇

※〇〇には、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）のいずれかを記載する。